

付 記

一　掘削復旧工事監督事務費の額は掘削復旧面積又は掘削復旧延長（掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、工種ごとに計算します。以下「施工数量」といいます。）に、それぞれ本表の単価を乗じて得た額（一円未満は切り捨て）とします。

二　掘削復旧費の額は、施工数量にそれぞれ本表の単価を乗じて得た額を工事費とし、この工事費の合計額に十%を乗じた額（十円未満は四捨五入）を事務費とし、この工事費の合計に十%を乗じた額（一円未満は切り捨て）を消費税額として、それらを合算した額（一円未満は切り捨て）とします。

三　復旧は、道路の機能を原状に回復し得る工種とし、施工数量の端数処理は、面積においては整数（小数位以下一位切り捨て、但し $1m^2$ 未満については切り上げ）とし、延長においては小数位以下一位（小数位以下二位切り捨て）とします。この場合において、掘削復旧部分以外の部分に損傷があると認めたときは、その損傷があると認めた範囲までを掘削復旧面積又は掘削復旧延長とします。

四　徴収単価の適用区分は、施工数量に従い、次のとおりとします。

- A　掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの
- B　掘削復旧面積が二十平方メートルを超える五百

メートルまでのもの

C　掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

五　昼夜連続施工の場合の掘削復旧工事監督事務費及び掘削復旧費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とします。

六　この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価とします。